

お詫びと訂正

『〔4訂版〕 Q&A 外国人の税務』（令和2年4月10日発行）の記述に誤りがありましたので、お詫びの上、以下のように訂正させていただきます。

税務研究会出版局

8頁 A の3～4行目（下線部分が訂正箇所です。）

(誤)	更に、「居住者」のうち、日本国籍を有せず、かつ日本国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である者は「 <u>非居住者</u> 」とされます。
(正)	更に、「居住者」のうち、日本国籍を有せず、かつ日本国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である者は「 <u>非永住者</u> 」とされます。

以上